

別表十四（九）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、法人が法第64条の4《公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算》の規定の適用を受ける場合において、令第131条の5第1項第1号又は第2号《累積所得金額から控除する金額等の計算》に掲げる場合に該当するときに記載します。
- 2 この明細書のⅡは、法人が法第64条の4の規定の適用を受ける場合において、令第131条の5第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当するとき（当該事業年度開始の日において同条第7項に規定する調整公益目的財産残額（同条第8項の規定により同条第7項に規定する調整公益目的財産残額とみなされる金額を含みます。）を有する場合を含みます。）に記載します。
- 3 この明細書のⅢは、法人が法第64条の4の規定の適用を受ける場合において、令第131条の5第1項第5号に掲げる場合に該当するとき（当該事業年度開始の日（同条第13項の合併の日の属する事業年度にあつては、当該合併の日）において同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額（同条第13項の規定により同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額とみなされる金額を含みます。）を有する場合を含みます。）に記載します。
- 4 「当期における救急医療等確保事業用資産の取得価額の合計額48」の欄は、当該事業年度において取得をした各救急医療等確保事業用資産（令第131条の5第1項第5号イに規定する救急医療等確保事業用資産をいいます。）の同条第10項の規定の適用を受ける前の取得価額の合計額を記載します。この場合において、その合計額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 5 「当期益金算入額49」の欄は、令第131条の5第11項又は第12項の規定の適用がある場合にのみ記載します。